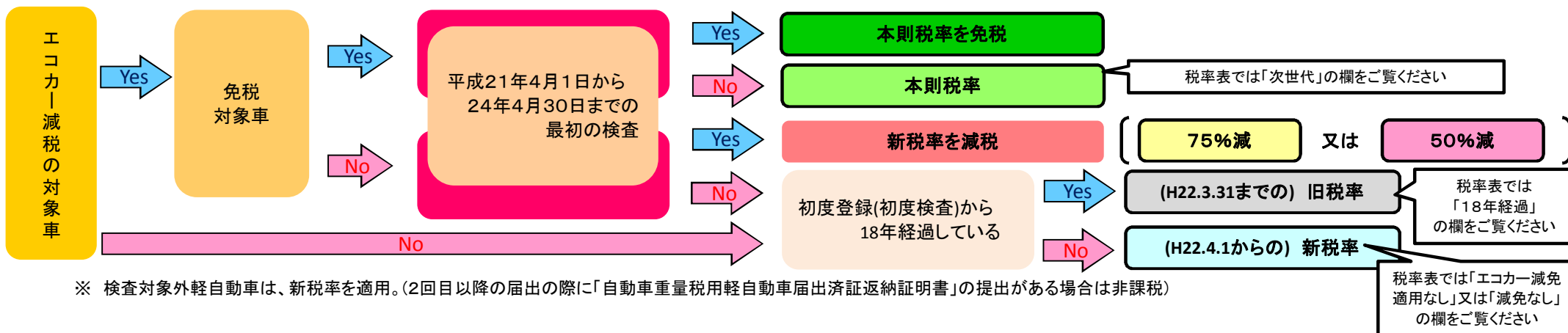


# 平成22年度税制改正に伴う自動車重量税の変更について (H22.4.1から)

## H22税制改正に伴う自動車重量税税率の基本的な考え方(フローチャート)

以下のフローによって、税率をご確認願います。



## エコカー減税について

「エコカー減税制度」(H21. 4. 1～24. 4. 30までの間における最初の検査時の特例)については、継続します。

また、エコカー減税制度の適用を受ける場合も、軽減の対象となる税率が引き下がることに伴い負担が減少します。

※エコカー減税制度及び減免の対象となる車両等につきましては、国土交通省HP([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr1\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000005.html))をご覧ください。

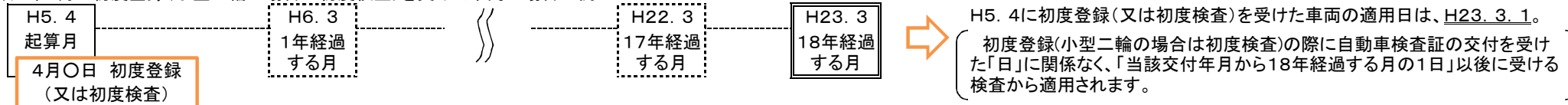
## 「初度登録(又は初度検査)から18年経過している」年数の考え方について

車両の種別により、18年経過の考え方が異なりますので、ご注意願います。

### ① 登録自動車及び小型二輪の場合

原則として、初度登録年月(小型二輪の場合は初度検査年月)から17年11箇月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「18年経過」となります。

※平成5年4月に初度登録(小型二輪の場合は初度検査)を受けた車両の場合の例



### ② 検査対象軽自動車(二輪を除く)の場合

**# 当該事項は、政令で規定する予定です。内容については、現在検討中のため、今後変更される可能性があります。 #**

原則として、初度検査年から18年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「18年経過」となります。

※平成5年に初度検査を受けた車両の場合の例

